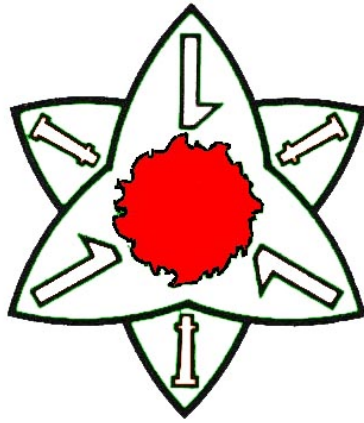


令和2年

火災統計



安全と安心のまちづくり

火事と救急・救助は119番

消防テレホンサービス 22-9944
(災害情報・休日診療情報)

酒田地区広域行政組合

目 次

1	はじめに	1
2	令和2年中の火災状況	1
3	火災による被害を軽減する対策	1
4	安全・安心に暮らせる街を目指して	2

資 料

1	火災概況	3
2	火災損害総括表	4・5
3	目で見える火災統計	6
4	市町別火災状況	7
5	市町別火災件数の推移	8
6	火災種別出火件数	8
7	四季別火災件数	9
8	月別火災件数	9
9	曜日別火災件数	10
10	覚知方法別火災件数	10
11	死傷者の推移	11
12	建物火災の焼損程度	11
13	住宅火災の出火箇所の状況	12
14	出火率(人口1万人当たりの出火件数)	12
15	初期消火の状況	13
16	出火原因と損害額の状況	14
17	焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災	14
18	火災出動人員の状況	15
19	火災出動車両の状況	15
20	火災件数の推移	16
21	火災種別の推移	16
22	全国・山形県・組合の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	17
23	組合管内の出火率の推移 (人口1万人当たりの出火件数)	17
	利用上の参考事項	18・19

1 はじめに

この火災統計は、令和2年中（1月～12月）に酒田地区広域行政組合管内で発生した火災の調査データを基に集計分析したもので、今後の火災予防対策の基礎データとするものです。

2 令和2年中の火災状況

(1) 火災の概況

令和2年の酒田地区広域行政組合管内（1市2町）の火災件数は20件で、前年と比較し40件の大幅な減少となりましたが、これについては火災予防の広報活動等を強化したこと、また、コロナ禍により住民一人ひとりの危機管理に対する意識が高まったことなどが要因でないかと分析しています。市町別では、酒田市が17件で、前年と比較し27件の減少、庄内町は火災の発生が無かったため、前年と比較し11件の減少、遊佐町が3件で、前年と比較し2件の減少となっています。

火災損害額は、2,484万9千円で前年と比較し、8,733万9千円の減少となっています。理由としては、建物火災が大幅に減少したため損害額が減少したものです。

焼損棟数については14棟、焼損床面積は833㎡、焼損表面積は4㎡、り災世帯数は4世帯、り災人員は19人、死者は1人、負傷者は1人となっています。

(2) 火災の種別

火災の種別としては、建物火災が11件（全出火件数の55%）、車両火災が2件（全出火件数の10%）、その他の火災が7件（全出火件数の35%）となっており、建物火災は21件、林野火災は6件、車両火災は1件、その他の火災は12件、それぞれ前年と比較して減少しています。

建物火災のうち、住宅火災は4件で建物火災の36%を占めています。

(3) 火災発生時季

火災発生件数20件を四季別に区分すると、春（3～5月）、夏（6～8月）、秋（9～11月）、冬（12～2月）それぞれ5件となっており、月別では1月、3月、4月、6月、7月、9月、10月、12月が2件で、他の月は1件となっています。

(4) 火災による死傷者の状況

火災による死者数は1人で前年と比較し4人の減少、負傷者も1人で前年と比較し4人の減少となっています。

(5) 出火原因の状況

出火原因別では、「その他」、「不明」を除いて「放火の疑い」が3件で最も多く、次いで「ストーブ」、「たばこ」、「電気機器」が2件となっています。

ほかに、「内燃機関」、「こんろ」、「たき火」、「焼却炉」などにより発生している状況です。

3 火災による被害を軽減する対策

(1) 放火防止対策

放火による火災を防ぐためには、地域ぐるみで放火防止対策に取り組む必要があります。放火は、死角となる場所や夜間及び早朝に多く発生していることから、「家の周囲には燃えやすいものを置かない。整理整頓し死角を作らない。」ことを心がけるとともに、ごみは決められた日時に出すなど「放火させない環境」をつくるのが大切です。また、空き家の所有者は、電気関係の遮断、出入口の施錠などの管理をすることが必要です。

(2) 住宅防火対策

① 当組合管内において「ストーブ」による火災件数は2件ですが、全国的には毎年出火原因の上位を占めています。火災に至る経過としては、カートリッジタンクのキャップの締め付け不良、洗濯物の落下や可燃物の接触などがあります。火災を防止するには、給油時の消火、キャップの締め付けの確認、ストーブの周囲に燃えやすいものは置かないなど、ちょっとした気配りが大切です。

稀なケースでは、薪ストーブの火の粉や着衣着火などにより火災に至ることがあります。

② 「たばこ」による火災は、吸い殻をごみ袋やごみ箱に捨てたためごみに着火したもの、灰皿で消したつもりで、その場を離れ火災に至ったものなどがあります。たばこを吸う場合は、灰皿に水を張り、確実にたばこの火を消しましょう。消したつもりでも火種が残っていることがありますので、出掛ける前や就寝前にもう一度確認しましょう。

また、布団などの素材は、たばこの小さな火種でも着火しやすく、就寝してしまうと火災に気付くのが遅れ、気付いた時には一酸化炭素中毒で動けなくなってしまうなど命の危険があるため、寝たばこは絶対やめましょう。

- ③ 電気機器は、私たちの生活を快適なものにしていますが、適切な使用方法と維持管理をしないと火災になる場合があります。電気配線は、重い物の下敷きになっていないか、たこ足配線になっていないかなど、日ごろから「目配り、気配り」を心がけ出火防止に努めましょう。
- ④ 「こんろ」による火災は、鍋の掛け忘れによる火災が多く、経過としては電話や他の用事のため、その場を離れたすきに火災に至ってしまったというものです。「ちょっとくらいは大丈夫」という安易な気持ちが一瞬にして大切なものを全て失うことになってしまいます。火を使っているときは、その場を絶対離れないようにし、どうしても離れなければならないときは、一旦火を消してからその場を離れましょう。

4 安全・安心に暮らせる街を目指して

(1) 火災対応訓練の充実

防火管理が義務となる事業所では、火災などの災害を起こさないための出火防止対策はもちろん、自衛消防組織の編成、災害時の行動要領及び訓練について対策を樹立しておくことが必要です。万が一、火災が発生した場合、①「大声でまわりに知らせる。」②「119番で通報する。」③「初期消火を行い消す。」④「危険を感じたら避難をする。」⑤「戸を閉める」ことが大切です。

(2) 防火意識の高揚

- ① たき火火災撲滅のため、強風時や空気乾燥時、また、放置するなどの危険なたき火を「しない、させない、許さない」運動を展開します。
- ② 地域、事業所、学校等の講習会やマスメディア、広報紙及び予防広報事業を通し住民への予防啓発活動を行います。また、防火指導や消防訓練を通して幼年期から火災の恐ろしさを教えることで防火意識を育てます。

(3) 住宅防火の推進

全国的に毎年、住宅火災による死傷者が発生しており、中でも高齢者の占める割合が非常に高く、高齢化の進展に伴い今後も増加することが懸念されます。これらのことを踏まえ火災予防は家庭からを基本に、住宅火災での逃げ遅れによる死傷者をなくするため、住宅用火災警報器の設置が義務付けされていますが、依然として未設置の世帯があることから今後も普及啓発活動を継続し、なお一層の設置率向上に努めていきます。

また、住宅用火災警報器については、設置の義務化から10年近く経過していることから、点検などによる適正な維持管理が求められています。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、製造から10年を目安に交換しましょう。

(4) 消火器及び住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知

主に県外の業者が、一般住宅及び事業所に消火器の販売や点検、住宅用火災警報器の訪問販売を行い、脅迫的な態度で高額な料金を請求するなど、トラブルが各地で発生しています。

その手口は、

① 一般住宅に対する消火器、住宅用火災警報器販売の場合

- ア 「消防・市役所の方から来た」と紛らわしい表現をします。
- イ 「法律が変わったので設置しなければならなくなった。」と緊急性を強調します。
- ウ 「この消火器は古くなって使えない」などと交換の必要性を強調します。

② 事業所に対する点検の場合

- ア 日ごろ出入りしている契約業者を巧妙に装い、訪問前に電話で信用させ、本社等からの依頼のような装いをします。
- イ 承諾をあいまいにすると、素早く消火器を集めはじめます。
- ウ 点検の内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名と押印を求めてきます。
- エ 最後に、脅迫的な態度で高額な費用を請求します。

以上のことから、トラブルを防止するためのポイントとして、相手方に身分証明書等の提示を求める。怪しいと思ったらはっきりとその場で断り、容易にサインや押印はしない。相手が脅迫行為に出た場合は、速やかに警察に通報することが大切です。

1 火災概況

令和2年と令和元年の比較

区 分		単 位	令 和 2 年	令 和 元 年	増 減
出 火 件 数	合 計	件	20	60	△ 40
	建 物		11	32	△ 21
	林 野		0	6	△ 6
	車 両	件	2	3	△ 1
	船 舶		0	0	0
	航 空 機 そ の 他		0 7	0 19	0 △ 12
焼 損 棟 数		棟	14	51	△ 37
建 物 焼 損 床 面 積		m ²	833	2,685	△ 1,852
建 物 焼 損 表 面 積		m ²	4	287	△ 283
林 野 焼 損 面 積		a	0	186	△ 186
り 災 世 帯 数		世帯	4	23	△ 19
り 災 人 員		人	19	60	△ 41
損 害 額		千円	24,849	112,188	△ 87,339
死 者			1	5	△ 4
負 傷 者		人	1	5	△ 4
月 平 均	出 火 件 数	件	1.7	5.0	△ 3.3
	焼 損 棟 数	棟	1.2	4.3	△ 3.1
	建 物 焼 損 床 面 積	m ²	69.5	223.8	△ 154.3
	り 災 世 帯 数	世帯	0.3	1.9	△ 1.6
	り 災 人 員	人	1.6	5.0	△ 3.4
	損 害 額	千円	2,071	9,349	△ 7,278
1 件 当 た り の 損 害 額		千円	1,242	1,870	△ 628
人 口		人	135,129	137,177	△ 2,048
世 帯 数		世帯	54,140	54,098	42
出火率(人口1万人当たりの出火件数)			1.5	4.4	△ 2.9

2 火災損害総括表

〈その1〉

区分 月別	合計	火災種別						焼損棟数								焼損面積		
		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	火元				類焼				建物(m ²)		林野(a)
								全焼	半焼	部分焼	ぼや	全焼	半焼	部分焼	ぼや	床面積	表面積	
1月	2	1		1							1							
2月	1	1						1								57		
3月	2	1					1		1							79		
4月	2	1					1				1							
5月	1	1									1							
6月	2	1					1				1						1	
7月	2	1					1	1						1		217		
8月	1						1						1				3	
9月	2	1					1			1				1		34		
10月	2			1			1											
11月	1	1									1							
12月	2	2						1			1					446		
計	20	11		2			7	3	1	1	6			1	2	833	4	

令和元年	60	32	6	3			19	12	3	3	13	2		9	9	2,685	287	186
------	----	----	---	---	--	--	----	----	---	---	----	---	--	---	---	-------	-----	-----

〈その2〉

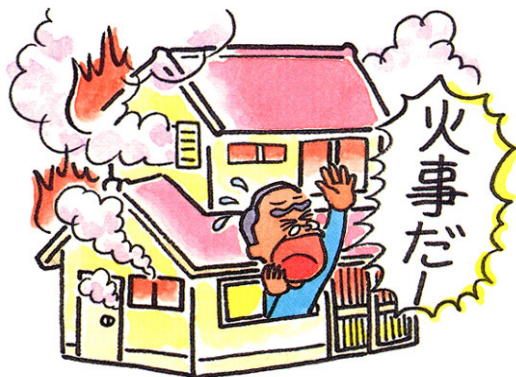
り災世帯数			死傷者		損 害 額 (千 円)							
全	半	小	死	負	合	建	収	林	車	船	航	そ
損	損	損	者	傷	計	物	容	野	両	舶	空	の
				者			物				機	他
					292				292			
					2,496	597	1,899					
	1			1	11,278	9,588	1,690					
					93	3	90					
					300		300					
					1	1						
1					3,487	2,448	565		10			464
					62	2						60
		1			4,188	3,098	1,060					30
					90				90			
		1			1	1						
			1		2,561	1,379	1,182					
1	1	2	1	1	24,849	17,117	6,786		392			554

7	1	15	5	5	112,188	94,056	13,923	134	156			3,919
---	---	----	---	---	---------	--------	--------	-----	-----	--	--	-------

3 目で見える火災統計

年間20件の火災が発生

建物火災は11件(全火災件数の55%)
うち住宅火災は4件(建物火災の36%)



出火原因の上位は

放火の疑い	3件
ストーブ	2件
たばこ	2件
電気機器	2件



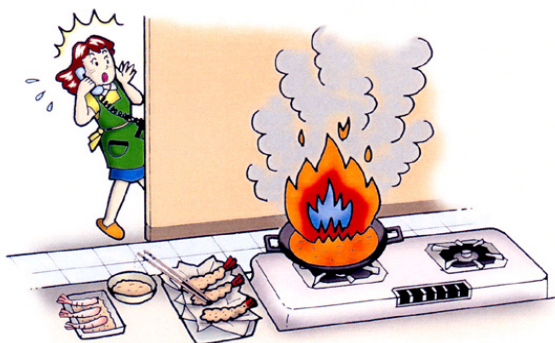
4世帯19人焼け出される



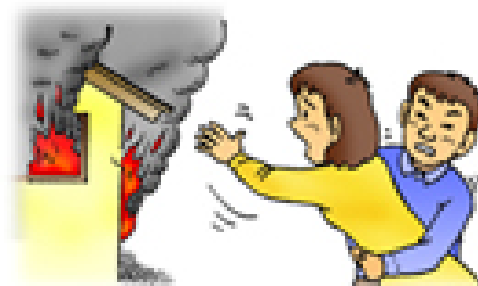
死者1人 負傷者1人



火を使っている時はその場を離れない
離れる時は火を消す



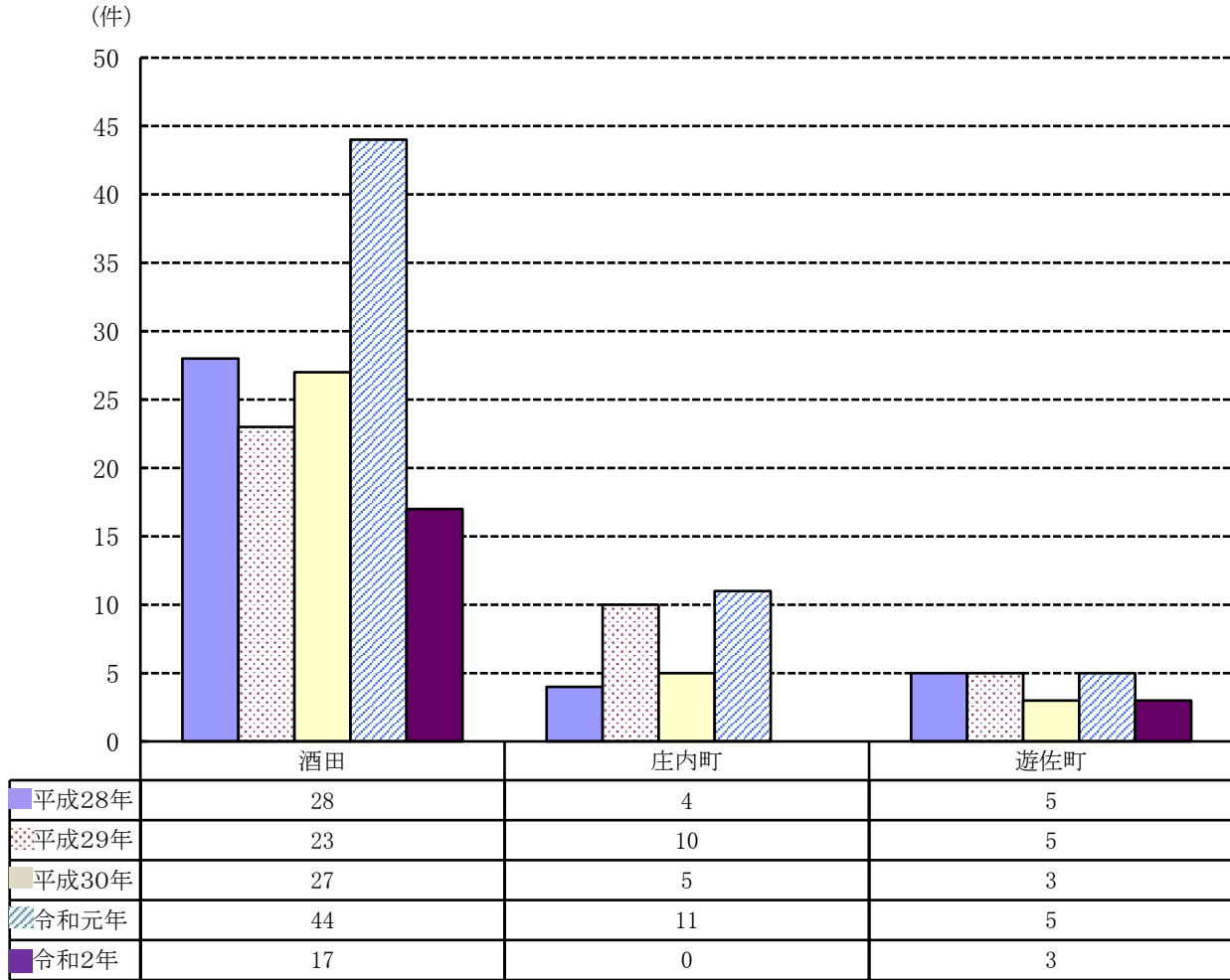
2,484万9千円の財産が灰に
火災1件あたり124万2千円



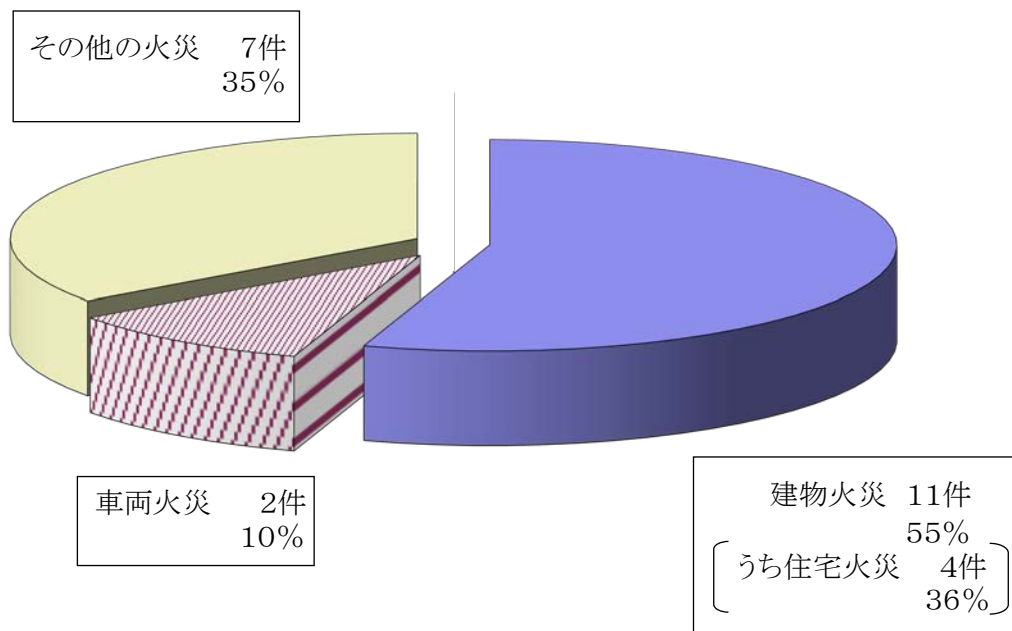
4 市町別火災状況

区分 市町別	火災種別							焼損棟数				焼損面積		り災世帯数				死傷者		損害額（千円）											
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物(m ²)		林野(a)	計	全損	半損	小損	り災人員	死者	負傷者	建物	収容物	林野	車両	船舶	航空機	その他	合計	
													床面積	表面積																	
酒田市	17	9		2			6	12	2	1	1	8	353	4		3	1	1	1	15		1	12,643	4,544						554	18,133
庄内町																															
遊佐町	3	2					1	2	1		1		480			1			1	4	1		4,474	2,242						6,716	
計	20	11		2			7	14	3	1	2	8	833	4		4	1	1	2	19	1	1	17,117	6,786				392		554	24,849

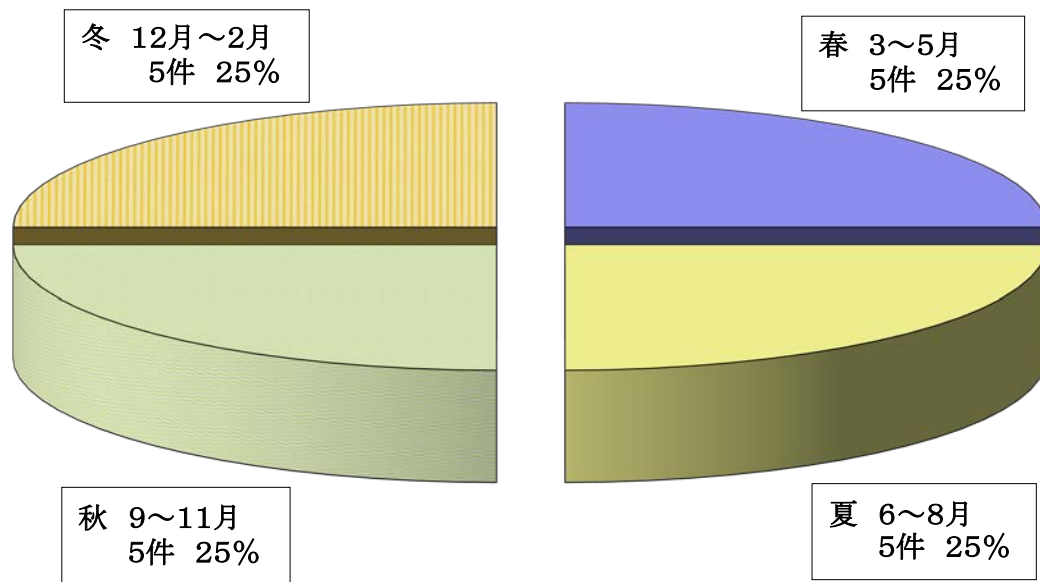
5 市町別火災件数の推移



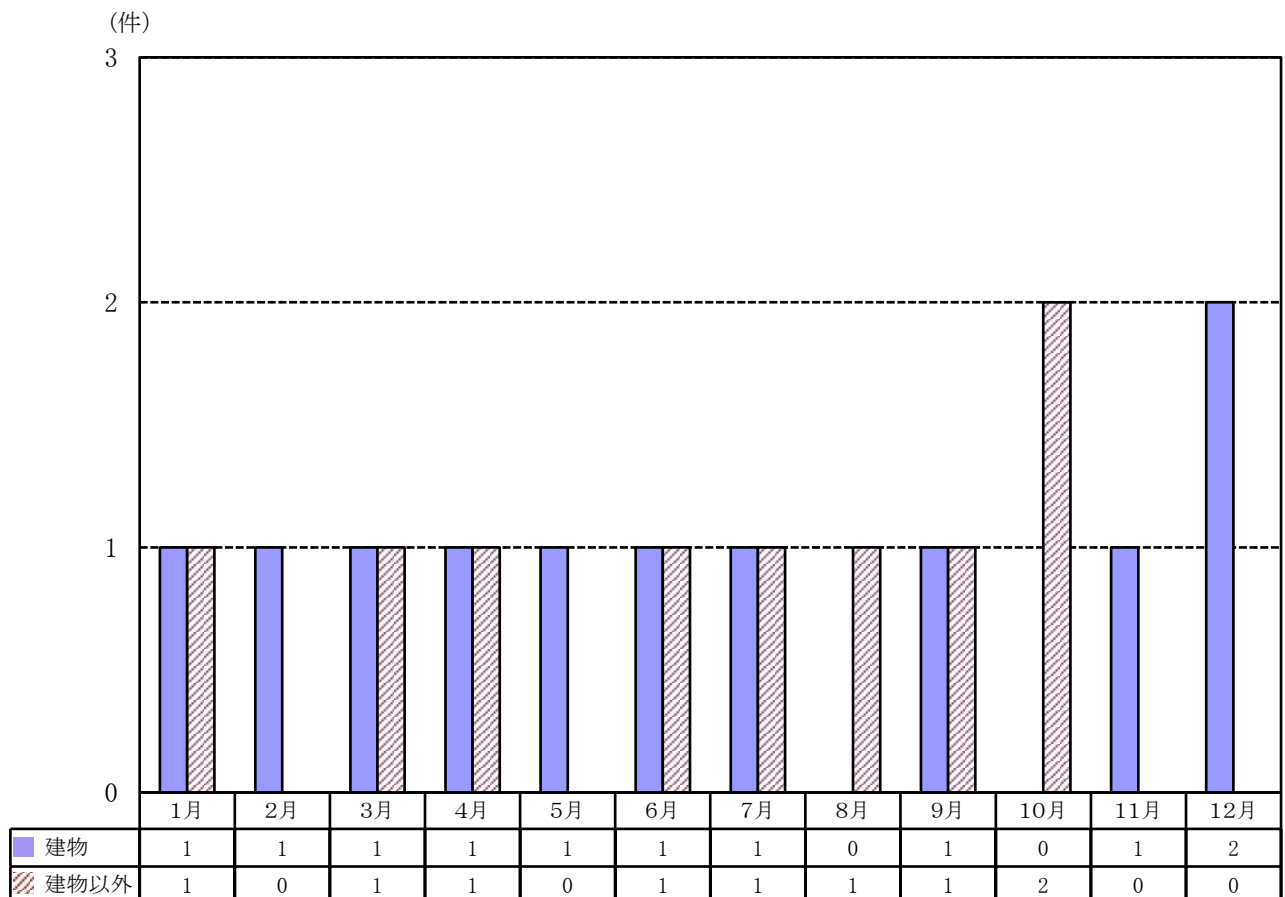
6 火災種別出火件数



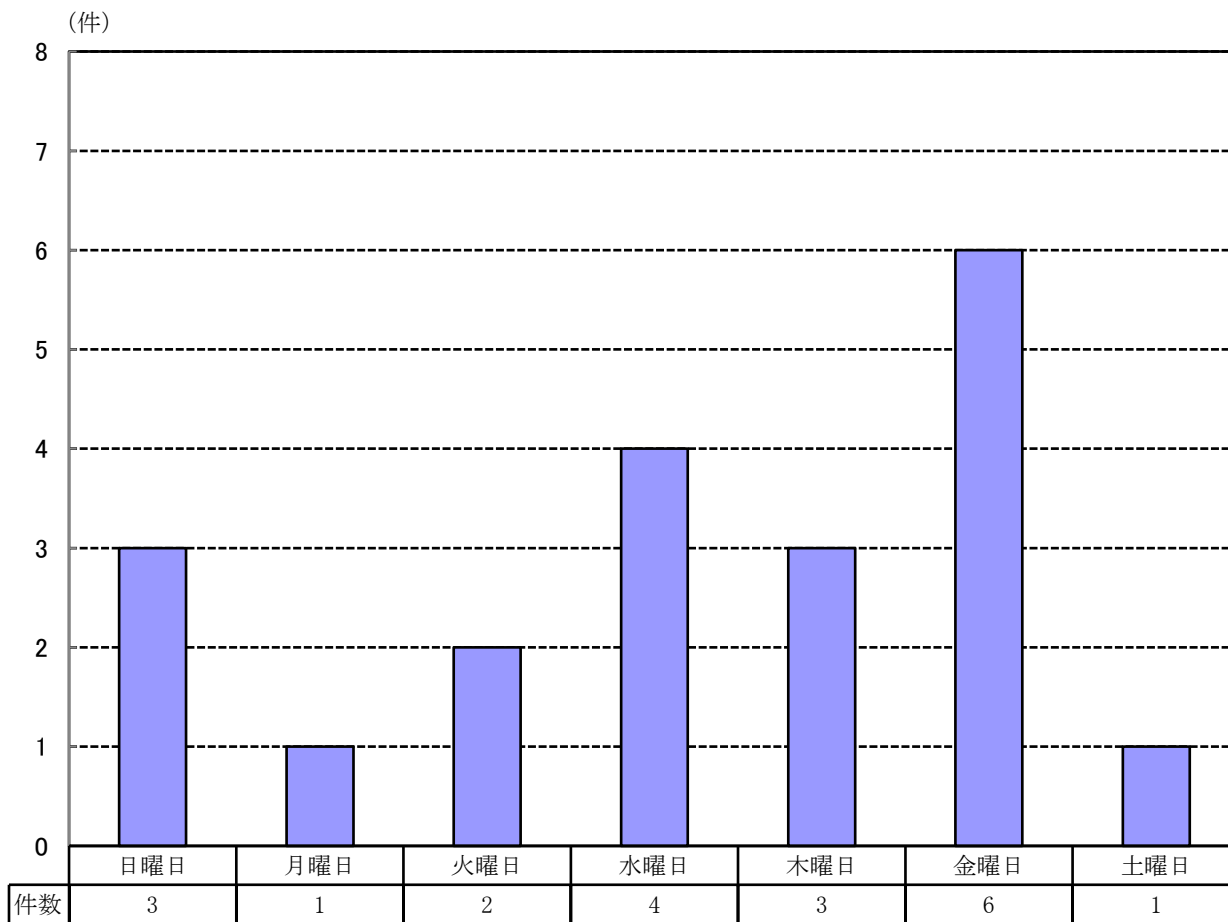
7 四季別火災件数



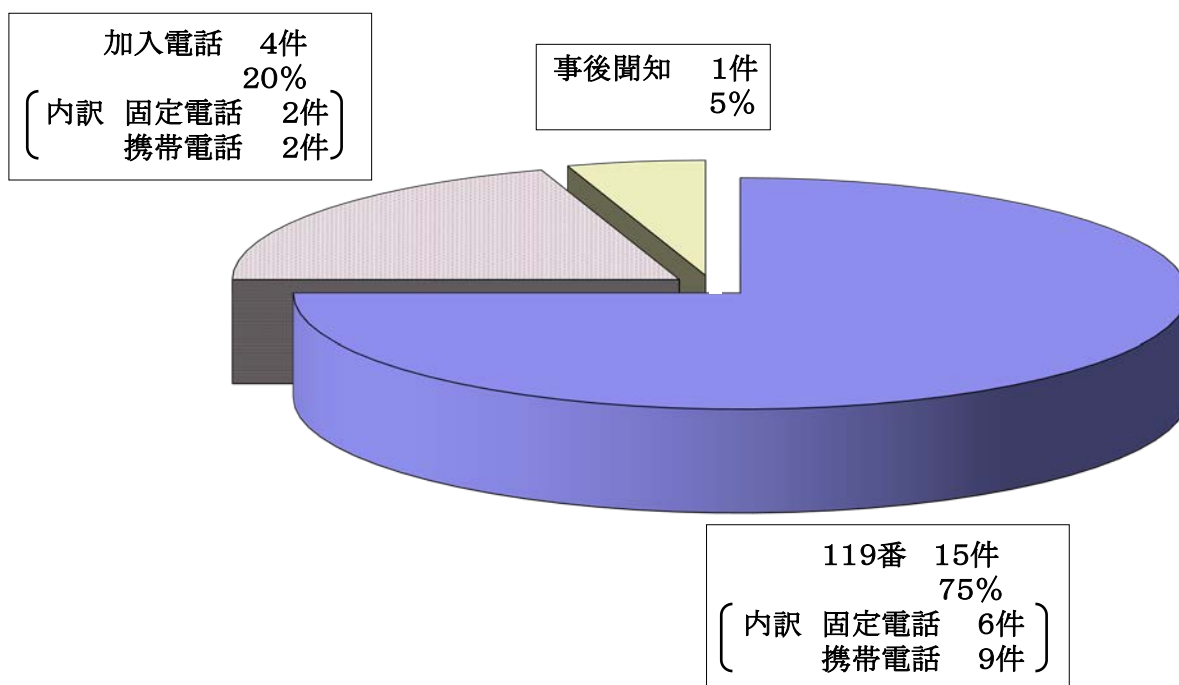
8 月別火災件数



9 曜日別火災件数



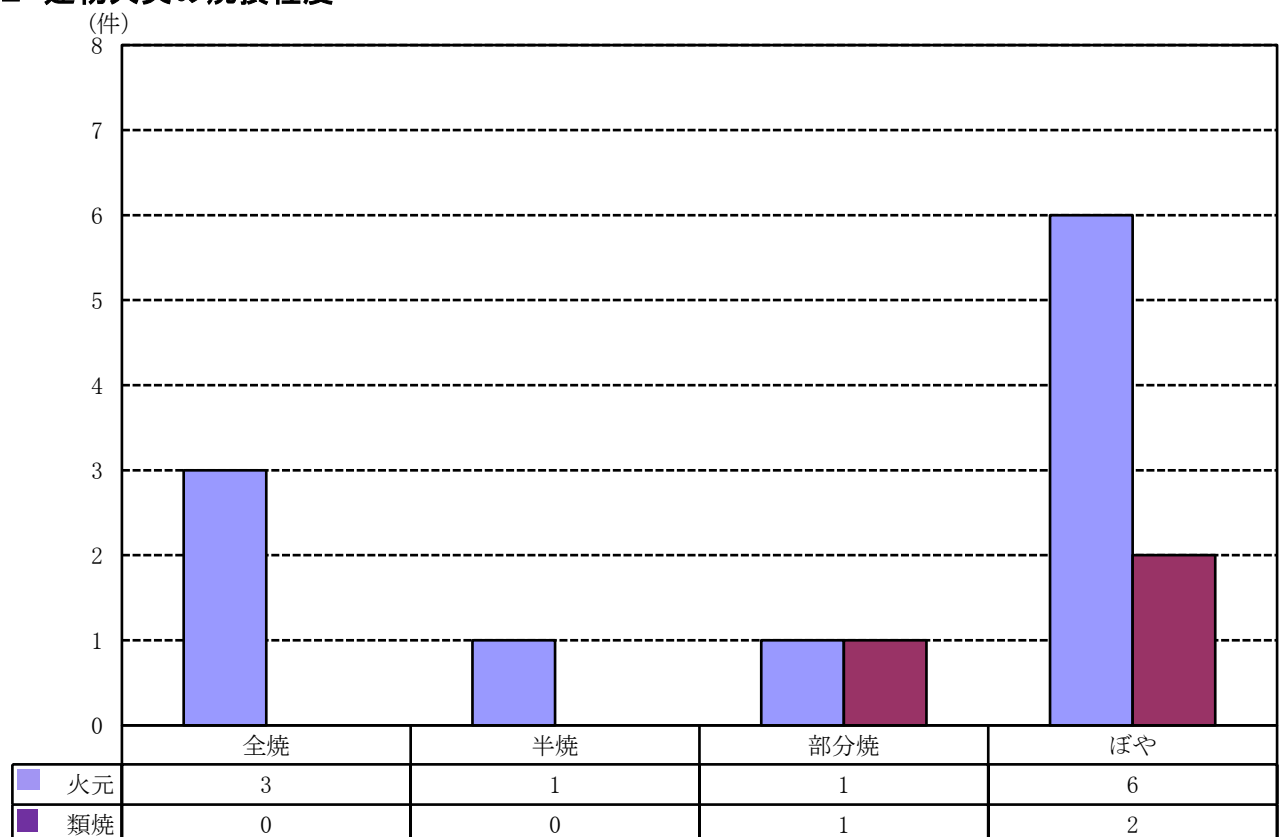
10 覚知方法別火災件数



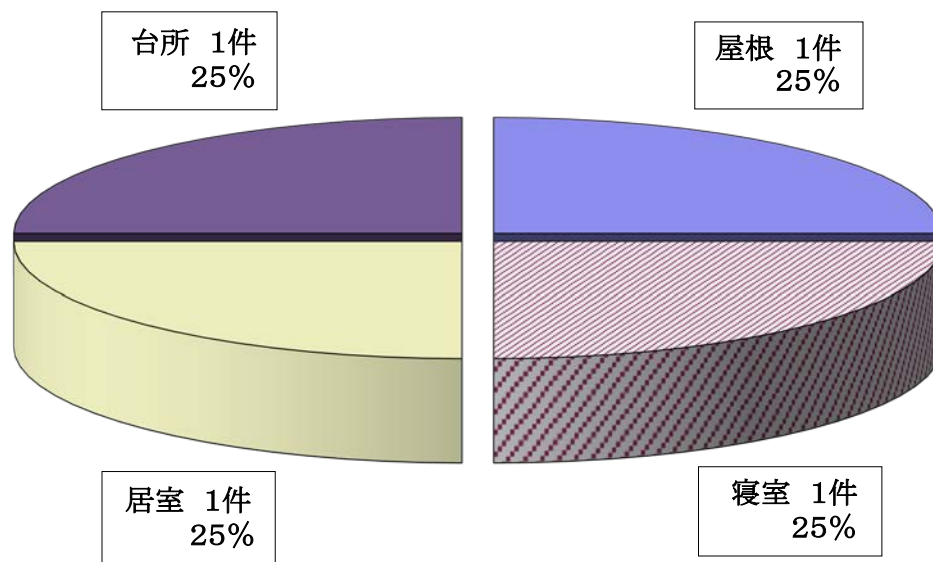
11 死傷者の推移



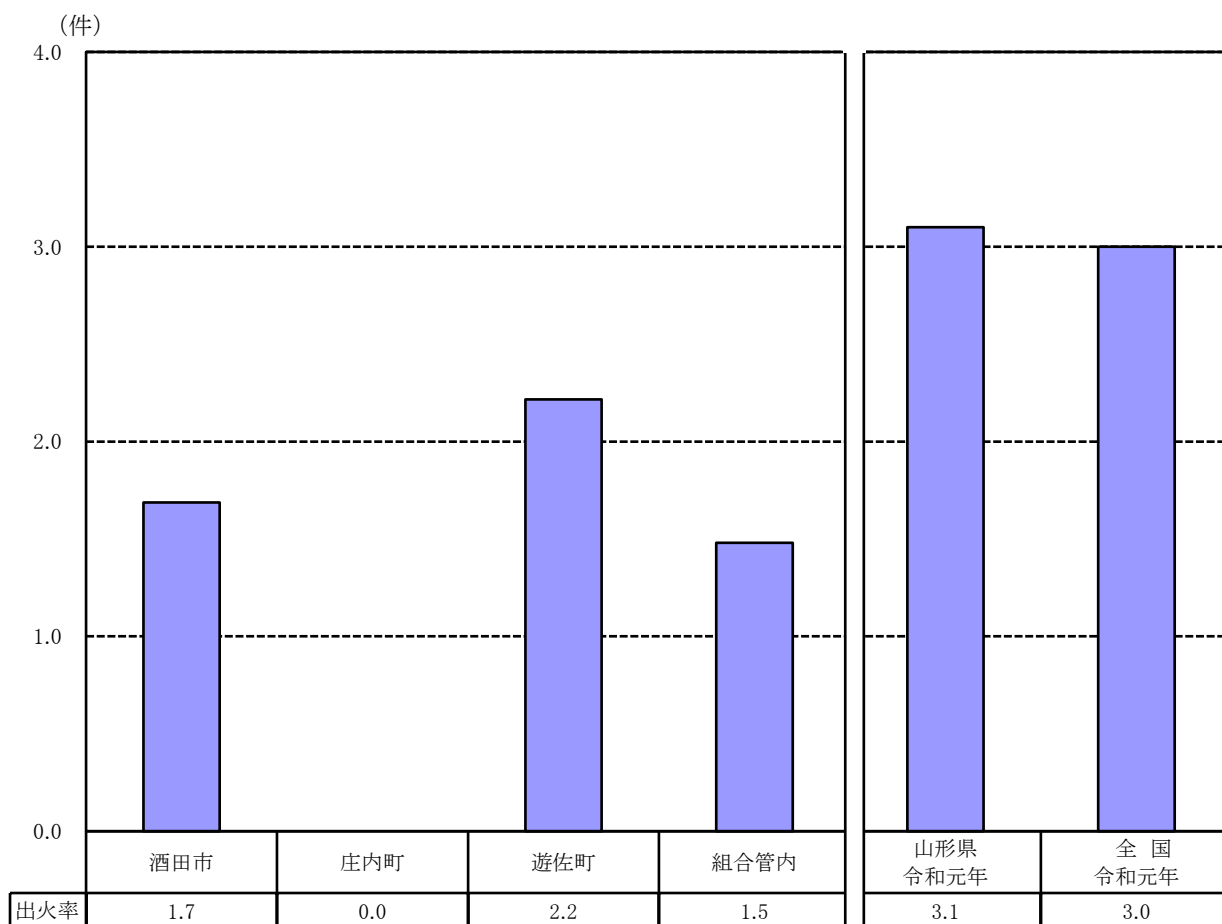
12 建物火災の焼損程度



13 住宅火災の出火箇所の状況



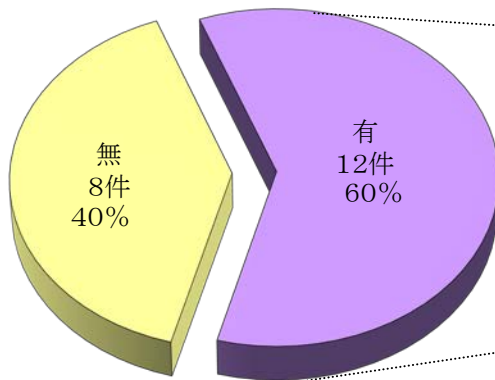
14 出火率(人口1万人当たりの出火件数)



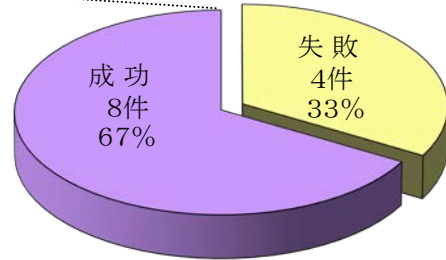
15 初期消火の状況

(1) 初期消火の実施状況

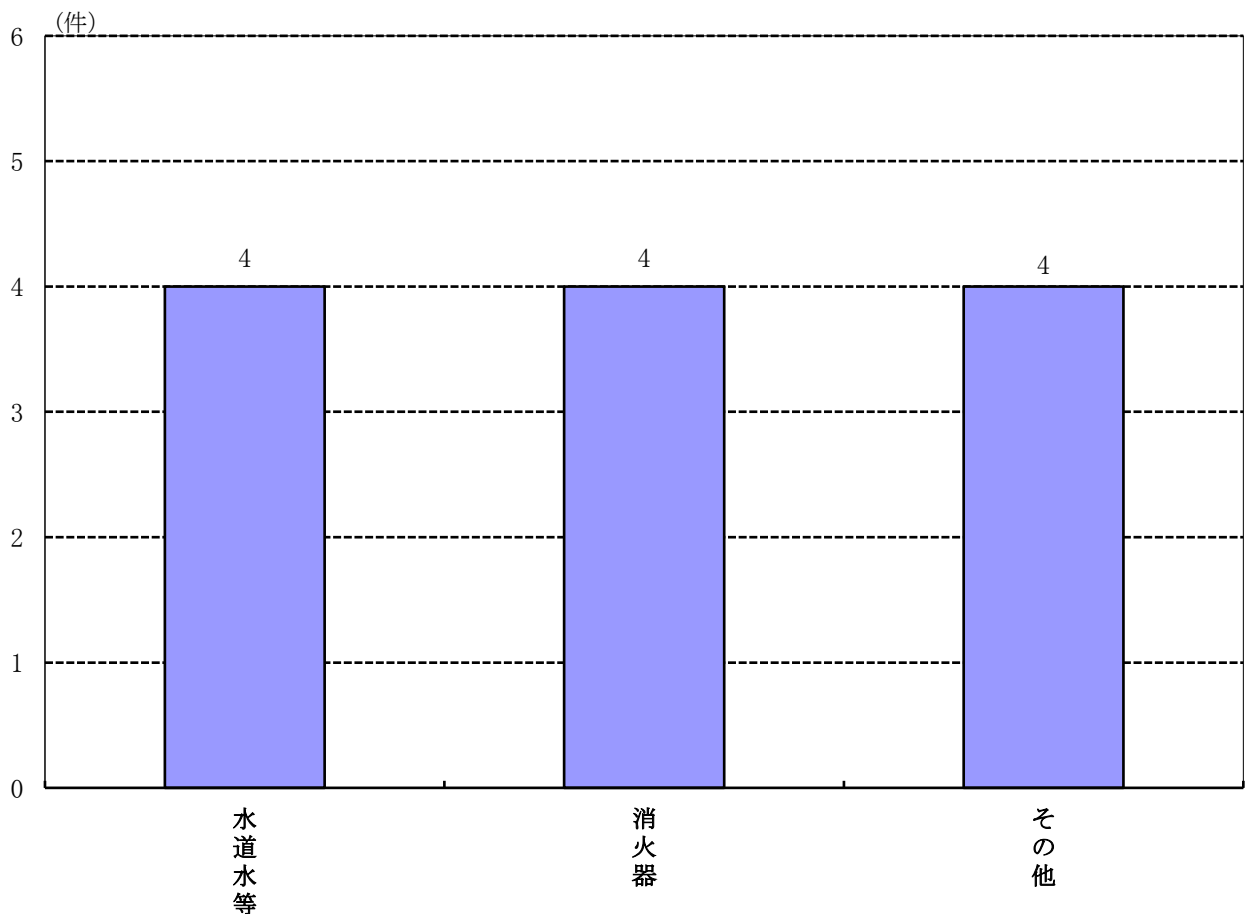
初期消火の有無



初期消火の結果

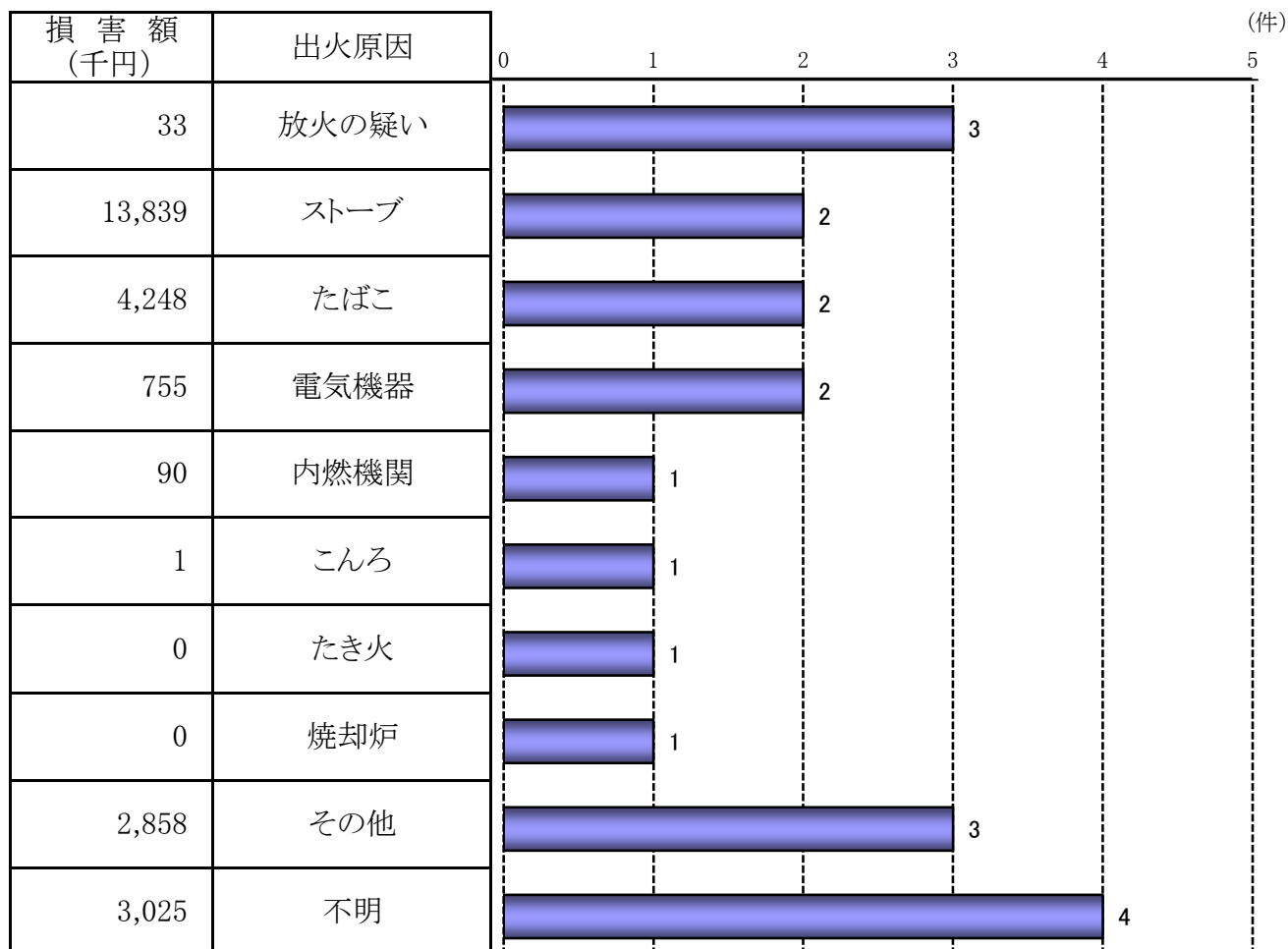


(2) 初期消火器具等の使用状況



※ その他とは、砂、踏み消し等によるもの。

16 出火原因と損害額の状況

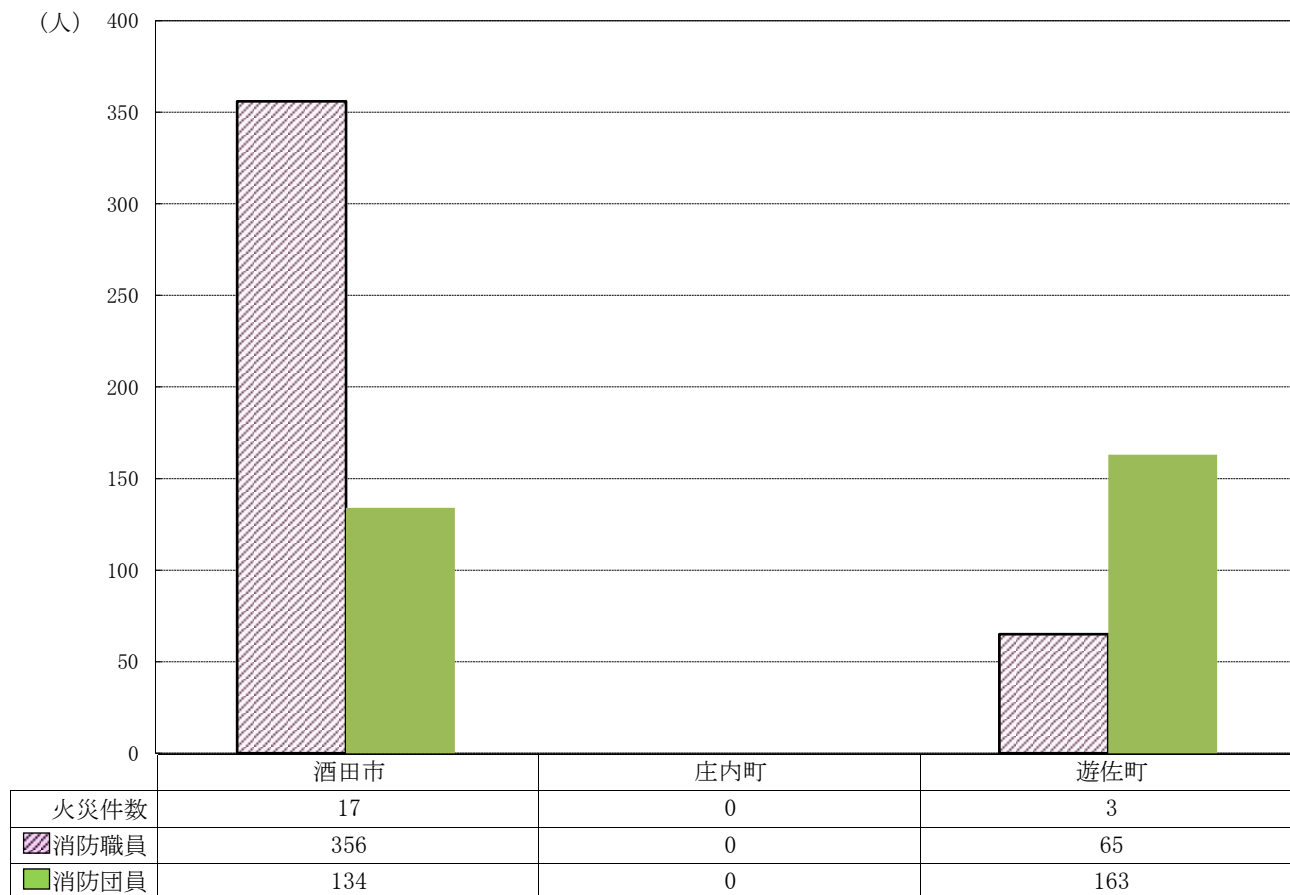


※ 出火原因の「その他」とは、国の統計分類上、いずれの原因にも該当しないもので、具体的には破砕した粗大ごみ、落雷、溶接器用発電機からの出火等があります。

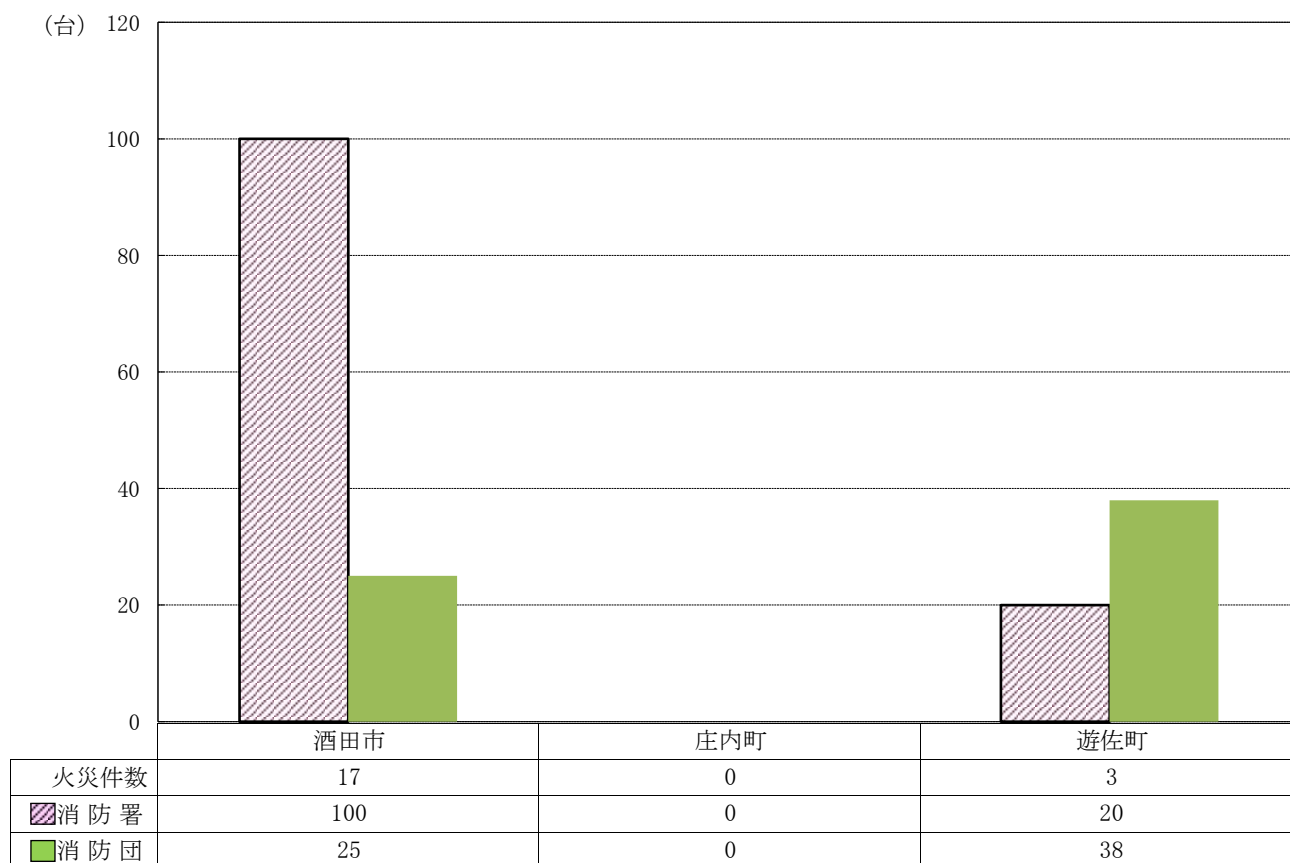
17 焼損面積500㎡以上又は損害額が1,000万円以上発生した火災

発生月日	覚知時刻	発生場所	用途	出火原因	焼損床面積 (㎡)	焼損棟数				死傷者		損害額 (千円)
						全焼	半焼	部分焼	ぼや	死者	負傷者	
3月20日	17:53	酒田市	住宅	ストーブ	79		1				1	11,278

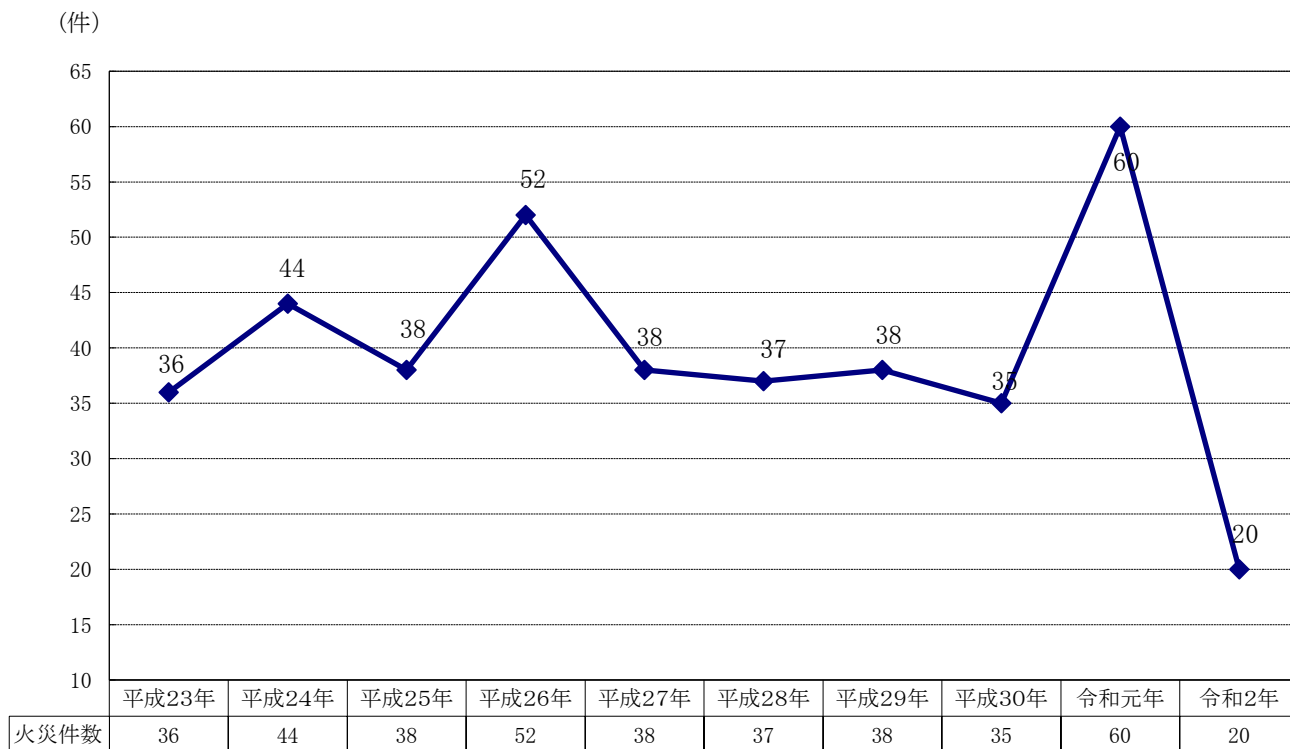
18 火災出動人員の状況



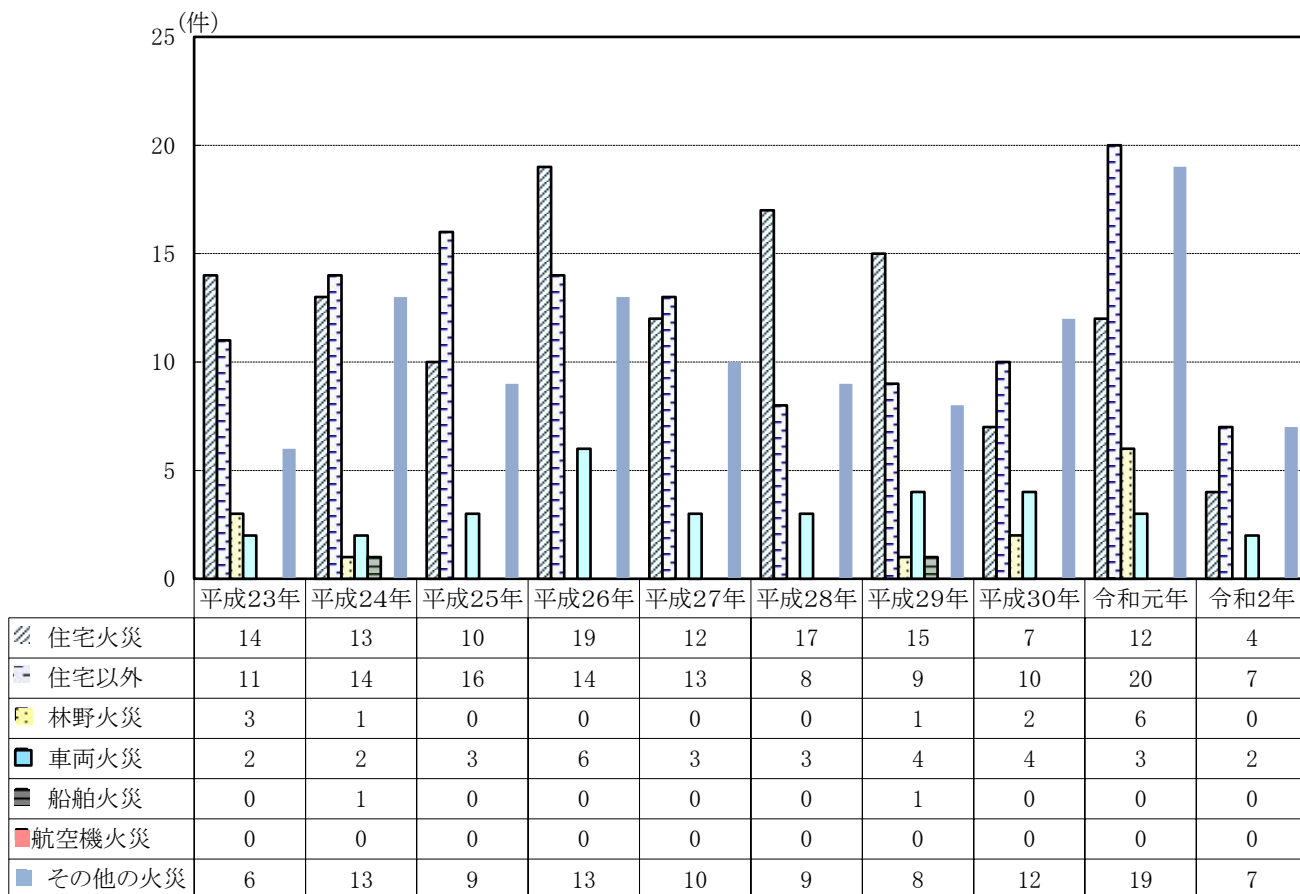
19 火災出動車両の状況



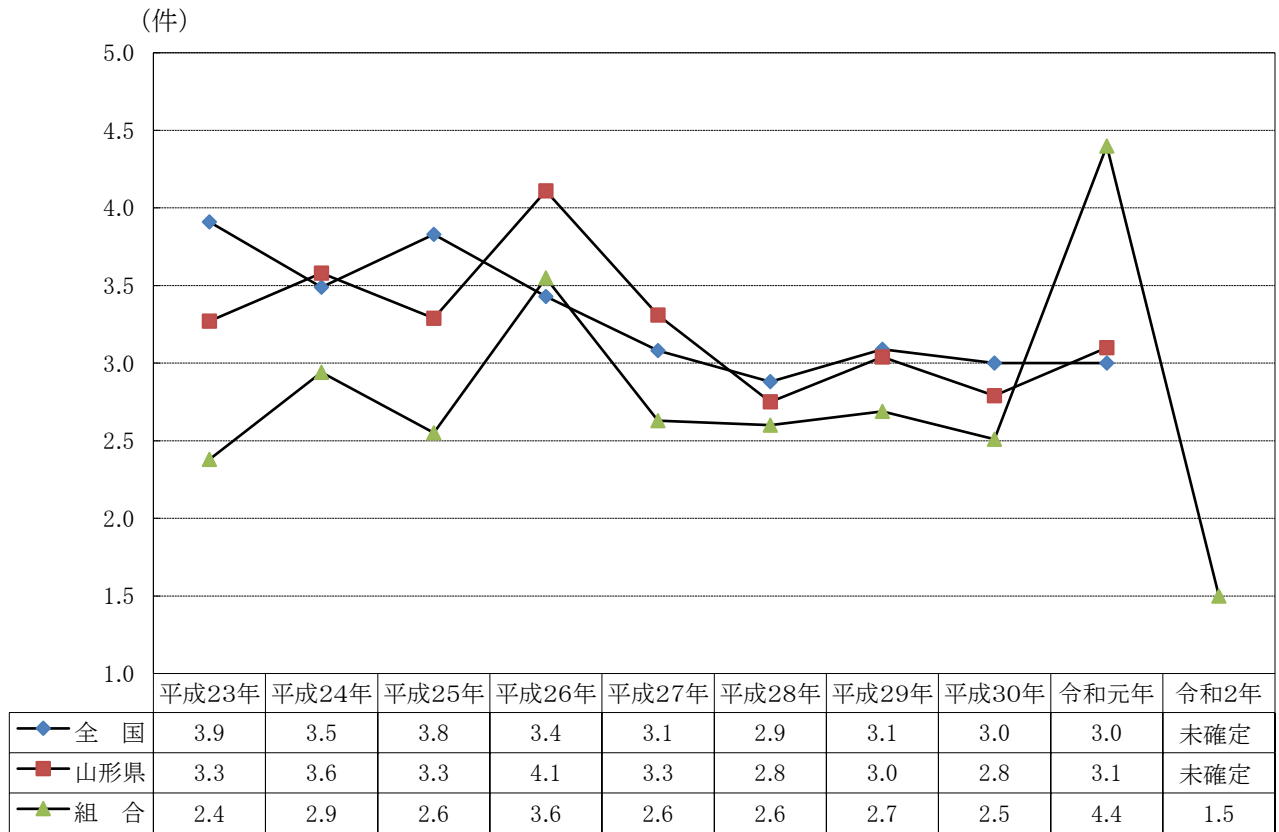
20 火災件数の推移



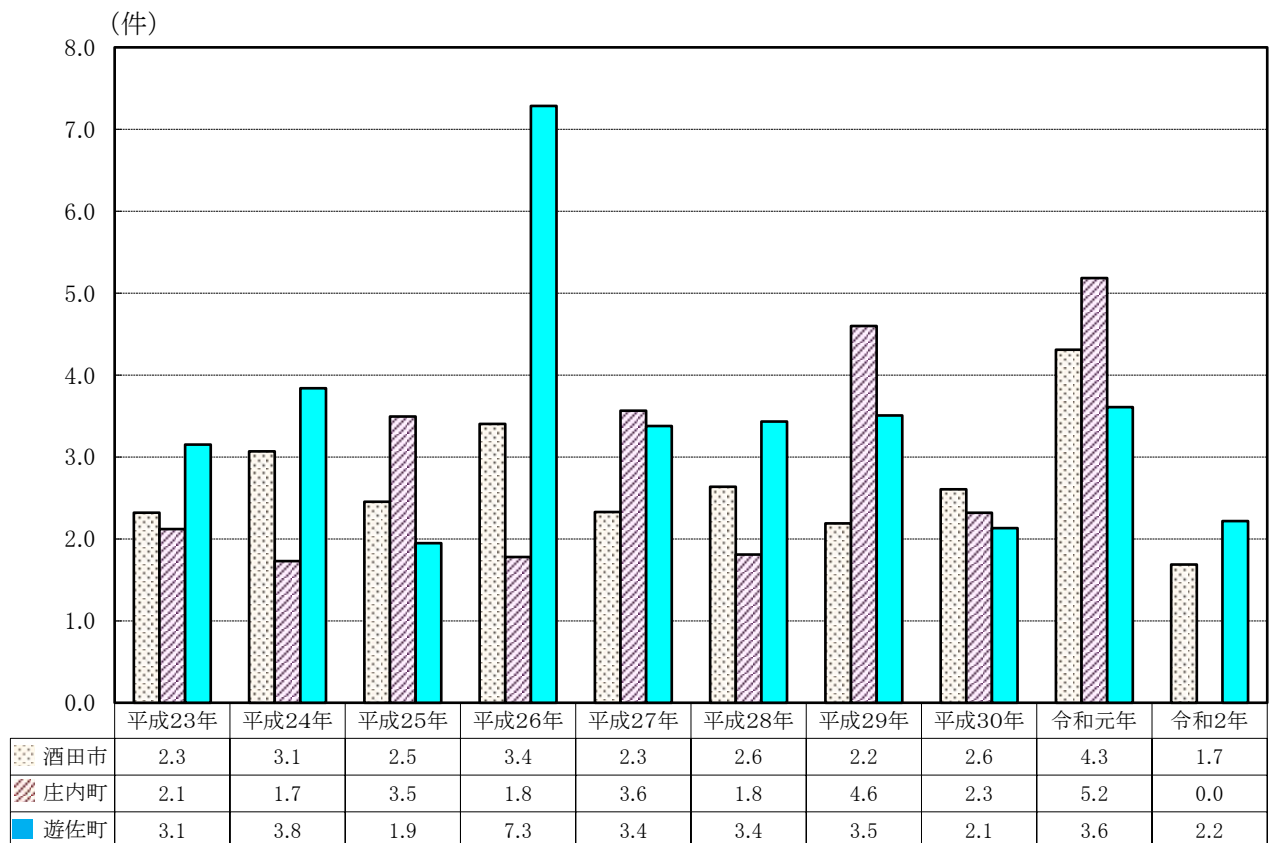
21 火災種別の推移



22 全国・山形県・組合の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



23 組合管内の出火率の推移(人口1万人当たりの出火件数)



利用上の参考事項

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいいます。

2 火災の種類

火災は次の6種類に分類します。ただし、火災が2種類以上にわたった場合は、原則として焼き損害の大きなものの種別によります。

(1) 建物火災

建物又はその収容物が焼損した火災をいいます。

(2) 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいいます。

(3) 車両火災

原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいいます。

(4) 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(5) 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいいます。

(6) その他の火災

(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場、電柱などの火災）をいいます。

3 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分します。

「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいい、「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいい、「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた「焼き損害」、「消火損害」以外の損害をいい、消火のために要した経費、焼け跡整理費、火災のための休業による損失等の間接的な損害は除かれます。

損害額は、り災時における時価により算定することとし、「人的損害」はこれに含まれません。

4 焼損の程度

焼損程度の区分の基準は次のとおりです。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残っている部分に補修を加えても再使用できないものをいいます。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%以上のもので、全焼に該当しないものをいいます。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20%未満のもので、ぼやに該当しないものをいいます。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいいます。

5 り災世帯

り災世帯については、り災の程度により次のとおり区分しています。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の70%以上のものをいいます。

(2) 半損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%以上で、全損に該当しないものをいいます。

(3) 小損

建物火災損害額がり災前の建物評価額の20%未満のものをいいます。

6 死者・負傷者

「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡（病死者は除く。）した者、又は負傷した者をいいます。この場合、消防署員と消防団員は火災を覚知した時から現場を引き揚げる時までの間に死亡した者、又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とします。また、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は火災による死者とします。

7 統計上の構成比は、小数点以下又は小数点第2位以下を四捨五入しているため合計が必ずしも100%とはなりません。



備えよう

住宅用

火災警報器